

平成24年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成24年9月10日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 松本昭男君	総務課長 佐瀬義雄君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 黒川義治君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課	
健康管理係長 渡辺知幸君	生活環境課長兼 関富夫君
高齢者支援係長 渡辺治君	清掃センター所長
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平善之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
水道課長 西川一男君	会計課長 鈴木克己君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 菅根光弘君
代表監査委員 市川慎一君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議事日程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定

第4 会議録署名議員の指名

第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第35号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度勝浦市一般会計補正予算)

第6 議案上程・説明・報告

議案第37号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第38号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の制定について

議案第40号 勝浦市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 勝浦市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算

議案第43号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第44号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第45号 決算認定について
(平成23年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第46号 決算認定について
(平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第47号 決算認定について
(平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第48号 決算認定について
(平成23年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第49号 利益の処分及び決算認定について
(平成23年度勝浦市水道事業会計決算)

報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について

報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第7 休会の件

開 会

平成24年9月10日(月) 午前10時開会

○議長(丸 昭君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより平成24年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（丸 昭君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。目羅事務局長。

〔事務局長 目羅洋美君登壇〕

○事務局長（目羅洋美君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成24年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと思います。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。去る9月5日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会の会期は、9月10日から9月27日までの18日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日は、この後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて議案第35号、議案第36号をそれぞれ上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いする。次に、議案第37号から議案第49号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第42号の一般会計補正予算につきましては、担当課長より補足説明を受ける。

次に、報告第3号及び第4号の報告を受け、続いて、議案第45号から議案第48号までの決算認定について、議案第49号 利益の処分及び決算認定について、並びに報告第3号及び第4号の報告に対する監査委員からの決算審査意見、財政健全化審査意見及び経営健全化意見の報告をお願いし、散会する。

第2日目の9月11日は議案調査等のため休会とし、第3日目の9月12日及び第4日目の9月13日はいずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。なお、通告のありました議員は9名であります。

第5日目の9月14日から第8日目の9月17日までの4日間は休会とし、第9日目の9月18日は、定刻午前10時に開会し、議案第37号から議案第49号までを逐次上程し、質疑を行い、それぞれ所管の常任委員会へ付託する。さらに陳情3件を所管の常任委員会へ付託する。

なお、議案第45号から議案第48号までの4件の決算認定について、並びに議案第49号の利益の処分及び決算認定については、議長が指名する7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いする。

第12日目の9月19日から第17日目の9月26日までの8日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、9月19日の午前10時に総務常任委員会、9月20日の午前10時に建設経済常任委員会、午後1時に教育民生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

また、9月24日及び25日は決算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いします。

最終日の9月27日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案・陳情を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いします。

続いて、4件の決算認定について並びに水道会計の利益の処分及び決算認定について、議案を上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いします。

次に、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件の追加議案の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て、採決をお願いします。

さらに、陳情が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、その場合にはそれを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決をお願いします。

続いて、各常任委員会の所管事務調査につきまして、会議規則第97条及び第103条の規定による閉会中の継続調査に付することを諮っていただき、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げます、諸般の報告を終わります。

行 政 報 告

○議長（丸 昭君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。本日、平成24年9月市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、平成24年度の夏季海水浴客の入り込み状況について申し上げます。

海水浴場につきましては、一部の海水浴場を除き、7月21日から8月26日までの37日間開設いたしました。本年は、小雨の降る肌寒い天候でのスタートでしたが、その後、天候にも恵まれ、7月中の入り込み数は、昨年比5,800人増の3万4,700人の入り込みでありました。

8月の入り込み数につきましても、昨年よりも3万6,000人増の17万1,000人となり、開設期間中合計で昨年比較4万1,800人増の20万5,700人でした。しかしながら、東日本大震災前の平成22年度と比較しますと、7月、8月を合わせた入り込み数で、マイナス10万3,000人と、まだまだもとの入り込み数に戻っておりません。今後、ますます観光PRを実施し、集客に努めてまいりたいと思っております。

次に、海中公園センターの7月、8月入園者につきましても同様に、一昨年と比べますと、いまだ少ない入園者であります。昨年比2,422人増の2万8,772人でありました。夏の恒例イ

ベントであります勝浦若潮まつり花火大会は8月12日に開催いたしましたところ、昨年比2,000人増の4万5,000人の来場者がありました。

次に、光ファイバー通信網の整備について申し上げます。本市におきましては、勝浦地区、総野地区の一部及び興津久保山台地区を除き、光ファイバー通信網が未整備となっておりましたことから、市民の皆様から寄せられた1,439件の要望書を添え、早期の整備をNTT東日本に強く働きかけてまいりました。

この結果、去る8月20日にNTT東日本の関係者が来庁し、本年11月1日から光ブロードバンドサービス、フレッツ光の提供が開設される旨、報告がありました。これにより、市内全域において光ファイバー通信網による高速大容量の通信サービスが利用でき、パソコン使用時のスムーズな動画の取り込み、テレビや電話の高機能的な活用などが可能となります。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（丸 昭君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（丸 昭君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において磯野典正議員及び板橋 甫議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（丸 昭君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（丸 昭君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第5、市長提出議案を上程いたします。

議案第35号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議

についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第35号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書と最後のページに説明書がありますので、それをごらんいただきたいと存じます。

本案は、夷隅地域農林業センターの所有者及び運営管理者の変更に伴う同組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

夷隅地域農林業センターは、昭和50年に千葉県が建設し、当組合が借り受け、運営管理してまいりましたが、本年9月をもって千葉県からいすみ市に無償譲渡され、以後、いすみ市が運営管理するものであります。

以上で議案第35号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第36号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年度一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、7月3日の豪雨により被災した道路等の復旧経費であり、緊急を要することから、7月23日に専決処分したものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算においては、既定予算に280万円を追加し、これにより予算総額は81億7,156万円となりました。歳出予算においては、災害復旧費に280万円を追加したものであります。これに対する財源として歳入予算に繰越金80万円、市債200万円を追加計上したものであります。

以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第36号は承認することに決しました。

議案上程・説明・報告

○議長（丸 昭君） 日程第6、議案を上程いたします。

議案第37号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第38号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の制定について、議案第40号 勝浦市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 勝浦市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第37号から議案第41号までの提案理由の説明

を申し上げます。

初めに、議案第37号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行され、外国人住民は、住民基本台帳に基づく住民基本台帳に記載されることになったことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約中、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定について改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体との協議を行うに当たり、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第38号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、千葉県において平成24年12月1日から子ども医療費助成事業について入院に係る医療費の助成対象者を小学校4年生から中学校3年生までに拡大し、現物給付化することに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の制定についてであります。本案は、本市における地域活性化を図るとともに、観光客の利便性の向上及び交流人口の拡大に資するため、勝浦市水道課の旧事務所を観光交流施設として設置し、勝浦市観光交流施設設置管理条例を制定しようとするものであります。

観光交流施設における業務について申し上げますと、主な業務は、市内の観光、物産、飲食店、宿泊施設、催し等の情報収集・発信及び提供に関すること、レンタサイクル事業の実施に関すること、体験教室の実施に関することなどを予定しております。

次に、議案第40号 勝浦市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、平成24年6月27日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、地方防災会議の所掌事務について見直しが行われたほか、地方防災会議に多様な人材の参画を図るため、学識経験者等を委員に選任できることとされたことから、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第41号 勝浦市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案も、平成24年6月27日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、引用する条項に移動が生じたことから、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

以上で、議案第37号から議案第41号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算、議案第43号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第44号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第42号から議案第44号までの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に10億6,793万1,000円を追加し、予算総額を92億3,949万1,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、議会費におきましては、25万7,000円を追加し、総務費におきましては、財産管理費を主に565万1,000円を追加し、民生費におきましては、社会福祉総務費を主に2,542万9,000円を追加し、衛生費におきましては、環境衛生費を主に2,066万5,000円を追加し、農林水産業費におきましては、林業費を主に2,228万1,000円を追加し、商工費におきましては、商工業振興費を主に371万9,000円を追加し、土木費におきましては、道路維持費を主に1,718万3,000円を追加し、消防費におきましては、災害対策費に2,273万円を追加し、教育費におきましては、勝浦中学校体育館改築事業費を主に9億4,306万2,000円を追加し、災害復旧費におきましては、道路橋りょう等災害復旧費に695万4,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に分担金及び負担金276万7,000円、国庫支出金2億5,042万6,000円、県支出金3,929万3,000円、繰越金1億311万2,000円、諸収入63万3,000円、市債6億7,170万円を追加計上しようとするものであります。

地方債におきましては、学校体育館耐震補強及び大規模改修事業債ほか2件を追加し、現年発生単独災害復旧事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第43号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に2,960万6,000円を追加し、予算総額を29億6,096万6,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、諸支出金の償還金及び還付加算金に2,960万6,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に繰越金2,960万6,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第44号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に3,668万9,000円を追加し、予算総額を20億5,917万9,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、諸支出金におきましては、2,615万8,000円を追加し、基金積立金におきましては、1,053万1,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に支払基金交付金528万2,000円、繰越金3,140万7,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で、議案第42号から議案第44号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） この際、担当課長から補足説明を求めます。藤江財政課長。

〔財政課長 藤江信義君登壇〕

○財政課長（藤江信義君） 命によりまして、議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算（第4号）の補足説明を申し上げます。説明は事項別明細書により歳出から主なものについて申し上げます。恐れ入りますが、21ページをお開き願います。

議会費であります。議会運営経費25万7,000円につきましては、議長用自動車更新に伴う3カ月分の借り上げ料の計上であります。

23ページをお開き願います。総務費であります。文書広報費は省略させていただき、財産管理費の庁舎維持管理経費377万9,000円のうち、工事請負費98万円につきましては、身体障害者用等のトイレ9基のウォシュレット対応化工事費であります。

次に、情報管理費の146万8,000円の内容につきましては、勝浦市観光交流施設の設置に伴う住民情報システムの修正業務等、及び子ども医療費助成制度の拡充に伴うシステム修正業務等

に係る計上であります。

次に、諸費の35万円につきましては、11月14日及び15日実施の勝浦市民号職員参加負担金10名文の計上であります。

次の戸籍住民基本台帳費は省略をさせていただき、25ページをお開き願います。

民生費の社会福祉総務費に1,368万5,000円の計上であります。県の緊急雇用創出事業に係る全額補助制度を活用した災害時における要援護者避難支援プラン作成業務委託料1,333万5,000円及び申請等の郵便料35万円の計上であります。

次に、障害者福祉費に511万4,000円の計上であります。このうち、自立支援給付事業の194万8,000円及びグループホーム運営費等支援事業101万6,000円につきましては、いずれも対象者の増加等に伴うものであります。障害者虐待防止対策事業215万円につきましては、障害者虐待防止法が新たに制定され、本年10月1日より施行されることに伴う関係経費の計上であります。

次に、児童総務福祉費の子ども医療費助成事業に241万2,000円の計上であります。議案第38号勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正案に関連する入院に係る助成の現物給付拡大に伴う関係経費の追加であります。

27ページをお開き願います。生活保護総務費に421万8,000円の計上であります。平成23年度国庫負担金の精算に伴う返還金の計上であります。

29ページをお開き願います。衛生費であります。予防費の36万5,000円につきましては、平成23年度の女性特有のがん検診推進事業に係る国庫補助金の精算に伴う返還金の計上であります。

次に、環境衛生費の緊急雇用創出事業に2,030万円の計上であります。いずれも県からの全額補助を受け実施するもので、このうち、河川環境状況調査等業務委託料1,500万円につきましては、浜勝浦川等の汚染原因の調査や、水質浄化のための実験、検証並びに河川及び周辺の清掃等に係るものであります。不法投棄監視パトロール等、業務委託料530万円につきましては、車両による不法投棄監視パトロールや、主に道路添いに不法投棄され生活ごみ等の回収等に係るものであります。

31ページをお開き願います。農林水産業費であります。このうち農業費の農地費に336万円の計上であります。農道維持管理経費のうち、工事請負費320万円につきましては、農道3路線の維持補修工事費の計上であります。

次に、林業費972万1,000円のうち、小規模治山緊急整備事業787万5,000円につきましては、松部及び興津地先の緊急整備工事費の計上であります。保安林維持管理経費135万円につきましては、守谷地先の保安林の樹木伐採業務委託料の計上であります。森林整備事業49万6,000円のうち、補助金45万1,000円につきましては、上野地区及び総野地区育林組合に対する枝打ち、間伐等に対する補助金であります。

次に、水産業費の漁港管理費920万円につきましては、串浜漁港海岸の導流堤維持補修工事費420万円及び勝浦市東部漁港（部原地区）東物揚場陥没に伴う維持補修工事費500万円の計上であります。

33ページをお開き願います。商工費であります。商工業振興費198万3,000円のうち、一般事務経費の普通旅費98万3,000円につきましては、10月20日及び21日に北九州市で開催のB-1グランプリ全国大会並びに11月24日及び25日甲府市で開催の同関東大会に参加する市職員旅費の計上であります。商店街活性化等支援事業100万円につきましては、勝浦市商工会に対するB-1グラン

プリ出店経費補助金で、内訳は全国大会分70万円、関東大会分30万円であります。

次に、観光費のK A P P Yビジターセンター管理運営経費173万6,000円につきましては、臨時職員2名分の賃金等の計上であります。

35ページをお開き願います。土木費であります。道路橋りょう総務費は省略をさせていただき、道路維持費に879万円の計上であります。このうち、市道維持管理経費450万円につきましては、市道3路線の伐木業務委託料250万円、及び緊急応急工事費200万円につきましては、現計予算執行状況を踏まえた緊急応急工事費の追加計上であります。交通安全施設整備管理費319万円のうち、修繕料119万円につきましては、市の管理するトンネル4カ所の照明修繕料及び3カ所の転落防止策設置工事費200万円計上であります。路肩復旧事業110万円につきましては、松部荒川線に係る工事費の計上であります。

次に、道路維持費の道路橋りょう維持工事費50万円につきましては、橋りょうへの堆積物除去に要する費用であります。

次に、道路新設改良費の災害防除事業270万円につきましては、2カ所の防護柵等設置工事費の計上であります。

37ページをお開き願います。河川維持費の河川維持管理経費30万円につきましては、水路堆積物除去に要する費用であります。

次に、都市計画費のうち、都市計画総務費は省略をさせていただき、街路事業費の街路舗装修繕事業400万円につきましては、4カ所の舗装修繕工事費の計上であります。

39ページをお開き願います。消防費であります。災害対策費に2,273万円の計上であります。このうち、地域防災対策事業1万1,000円につきましては、議案第40号の勝浦市防災会議条例の一部改正案に関連する委員増に伴う報酬の計上であります。防災メール配信事業における業務委託料21万9,000円の計上につきましては、従来の防災メールアドレス登録者に対する配信事業に加え、アドレス登録をしていなくても、勝浦市のエリア内であれば、津波警報等の情報が一斉着信できるエリアメールへのシステム改修に係る業務委託料の計上であります。避難路整備事業2,250万円につきましては、勝浦中学校ほか5カ所の避難路整備工事費に2,100万円、津波避難ビル8カ所に係る津波避難誘導標識設置工事費150万円の計上であります。

41ページをお開き願います。教育費であります。今回の補正予算には、勝浦中学校体育館改修事業ほか小中学校4校の体育館耐震補強及び大規模改修事業に係る工事費等として、5校合計で9億3,334万円を計上いたしました。本事業の設計業務委託料等につきましては、勝浦小学校は本年5月補正予算で、ほか4校は、本年度当初予算で計上しておりますことから、本来であれば、実施設計や工事費等の積算等が固まった後に工事費を計上すべきであり、これまでの例であれば、平成25年度当初予算での計上となりますが、あえて前倒しをし、工事費については、概算ではありますが、今回の補正予算での計上となりました。

その理由の1点目は、義務教育施設の早期耐震化の必要性並びに各小中学校は、避難所及び避難場所であり、災害対策上、体育館の耐震補強は緊急を要すること、2点目は、本事業を平成24年度緊急防災減災事業として事業を前倒しをし、9月補正予算に事業費を計上した場合、地方債の起債充当率や元利償還金に対する普通交付税参入率の大幅な引き上げといった財政上極めて有利な条件が国から示されており、また、国庫補助金である平成24年度の学校施設環境改善交付金の決定通知を受けたこと、以上の理由から前倒しをし、計上したものであります。個々の事業費

につきましては、工事監理管理業務委託料及び工事請負費の合計で、豊浜小学校体育館が1億4,265万2,000円、総野小学校体育館が1億4,516万2,000円、勝浦小学校体育館が1億1,249万6,000円、勝浦中学校体育館の改築事業で4億2,469万4,000円、43ページをお開き願います。北中学校体育館が1億833万6,000円の計上であります。

次に、社会教育費の公民館費8万2,000円につきましては、興津公民館の警備業務委託料6カ月の計上であります。

次に、（仮称）市民文化会館建設事業費64万円につきましては、建築確認申請手数料の計上であります。

次に、体育施設費の市営野球場代替施設整備事業費900万円につきましては、北中学校野球場の暗渠排水及び防球ネット設置工事費900万円の計上であります。

45ページをお開き願います。災害復旧費の道路橋りょう等災害復旧費695万4,000円の計上であります。このうち、工事請負費の道路災害復旧工事費100万円及び河川災害復旧工事費590万4,000円のうち、100万円につきましては、おのおの単独災害対応分で、予算の執行状況を踏まえた追加計上であります。そのほか、3カ所の河川災害復旧工事費490万4,000円の合わせた計上であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。15ページをお開き願います。初めに、分担金であります。農林水産業費分担金に276万7,000円の計上であります。このうち、農業費分担金126万7,000円のうち、農道整備事業費分担金48万円につきましては、農道3路線に係るものであります。

小規模治山緊急整備事業費分担金78万7,000円につきましては、松部及び興津地先の事業に係るものであります。

次に、水産業費分担金の水産基盤整備事業費分担金150万円につきましては、勝浦東部漁港（部原地区）の東物揚場維持補修工事に係るものであります。

次に、国庫支出金のうち、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金97万4,000円につきましては、補助率2分の1、国庫補助金の民生費国庫補助金の障害者虐待防止対策支援事業費補助金121万円の事業に係るものにつきましては、補助率2分の1の計上であります。

次に、教育費国庫補助金2億4,824万2,000円のうち、小学校費補助金である学校施設環境改善交付金9,773万8,000円につきましては、小学校3校分の体育館耐震補強大規模改修に係るものであります。

中学校補助金である学校施設環境改善交付金1億5,050万4,000円のうち、勝浦中学校体育館改修分が1億1,148万円、北中学校体育館の耐震補強大規模改修分が3,902万4,000円であります。

次に、県補助金の民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金48万7,000円につきましては、補助率4分の1、東北地方太平洋沖地震応援業務求償金51万1,000円につきましては、いわゆる東日本大震災の避難者受け入れに係るものであります。

県補助金の民生費県補助金165万7,000円のうち、グループホーム運営費等補助金50万8,000円及び子ども医療費助成事業補助金114万9,000円につきましては、いずれも補助率2分の1の計上であります。

17ページをお開き願います。農林水産業費県補助金300万3,000円のうち、小規模治山緊急整備事業補助金262万5,000円につきましては、補助率3分の1、森林整備事業補助金37万8,000円につ

きましては、補助率10分の4であります。

次に、商工費県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金3,363万5,000円につきましては、3つの事業の合計で、補助率10分の10であります。

次に、繰越金1億311万2,000円につきましては、前年度純繰越金の計上であります。

次に、諸収入の雑入63万3,000円につきましては、ヘルメット等の整備に対する消防団員安全装備品整備等に係る助成金であります。

次に、市債のうち、土木債100万円につきましては、道路災害復旧に係るものであります。

消防債2,020万円につきましては、緊急防災・減災事業債で、避難路整備事業に係るもので、第1次分として充当率100%、元利償還金の70%が後年度普通交付税で措置されます。

教育債、6億4,560万円のうち、小学校債2億8,250万円につきましては、小学校3校分、中学校債3億6,310万円につきましては、勝浦中学校及び北中学校に係る緊急防災・減災事業債で、おのおの充当率100%、元利償還金に対する普通交付税措置は、国庫補助対象分で80%、市単独分で70%であります。

19ページをお開き願います。災害復旧債は、3カ所分の現年発生単独災害復旧事業債490万円の計上であります。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第4号）の補足説明を終わります。なお、給与費明細書の説明は省略をさせていただきます。

○議長（丸 昭君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第45号ないし議案第49号、以上5件を一括議題といたします。

本案については議案第45号ないし議案第48号、以上4件はいずれも決算認定について、議案第49号は利益の処分及び決算認定についてであります。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第45号から議案第49号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号から議案第48号までの4件の議案は、いずれも平成23年度の各会計決算の決算認定でありまして、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため、提案したものでございます。

初めに、議案第45号について申し上げます。本件は平成23年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。平成23年度の本市の財政運営は、市税と歳入確保に努める一方で、歳出面では経費の節減合理化に努めるとともに、限られた財源の法律的な執行に留意し、東日本大震災における大津波の教訓を踏まえ、（仮称）市民文化会館の建設場所を市営野球場用地にすることを前提に、建設工事設計業務及び用地地質調査業務委託等を実施するとともに、津波ハザードマップの作成や防災メール配信事業、小中学校施設耐震2次診断、避難路整備事業等の防災対策強化事業を実

施いたしました。

また、観光・地域振対策として、元市民会館、公民館用地を活用し、駐車場を整備するとともに、東日本大震災後の観光客減少等による景気低迷に対する緊急経済活性化事業としてプレミアム商品券発行に対する補助や、商店街活性化支援事業において、新たにB-1グランプリ全国大会等の出場に係る補助を実施いたしました。

さらには少子高齢者対策として、小児肺炎球菌ワクチン予防接種及びヒブワクチン予防接種に係る全額公費負担や、子ども医療費助成の拡大による子育て支援の拡充をするとともに、勝浦駅のエレベーター設置に向けての協議会設置等を実施いたしました。

その結果、決算規模は歳入で82億679万5,209円、歳出で77億3,834万5,072円であります。歳入歳出差引残額は、4億6,845万137円となりました。この決算規模は、前年度と比較いたしますと、歳入で9億1,624万2,781円の減、歳出で8億9,958万4,597円の減であります。

次に、議案第46号について申し上げます。本件は、平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。まず、事業勘定について申し上げます。決算規模は歳入で30億9,506万7,427円、歳出で28億1,394万9,150円であります。歳入歳出差引残額は、2億8,111万8,277円となりました。

国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は、18億6,498万9,992円で、前年度の19億3,654万270円に対し、7,155万278円の減となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で6,620万338円、歳出で6,553万7,939円であります。歳入歳出差引残額は、66万2,399円となりました。

国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ6,576人となりました。

次に、議案第47号について申し上げます。本件は、平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。決算規模は歳入で2億1,514万8,685円、歳出で2億1,449万2,085円であります。歳入歳出差引残額は、65万6,600円となりました。本会計は、法令により市が行うこととされている後期高齢者医療保険料の徴収事務のほか、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康診査等を実施いたしました。

次に、議案第48号について申し上げます。本件は、平成23年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。決算規模は、歳入で17億4,583万4,977円、歳出で17億1,442万6,182円であります。歳入歳出差引残額は、3,140万8,795円となりました。

介護保険の主たる事業費であります保険給付費は16億1,758万9,705円で、前年度の15億5,880万8,266円に対し、5,878万1,439円の増となりました。

次に、議案第49号について申し上げます。本件は、平成23年度勝浦市水道事業会計の利益の処分及び決算認定であります。初めに、利益の処分についてであります。平成23年5月2日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」により、地方公営企業法の一部が改正され、利益の処分に伴う減災積立金の積立義務及び利益積立金の積立義務が廃止され、利益の処分は条例または議会の議決により行うものとされたことから、本市にあっては、条例によらず毎年度議会の議決を得ようとするものであります。

続きまして、決算の認定に関してであります。過日、監査委員の審査に付しましたところ、

その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため、提案したものであります。平成23年度水道事業の業務状況につきましては、年間総給水量313万1,541立方メートル、1日最大給水量1万2,523立方メートル、1日平均給水量8,556立方メートルとなっております。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収入及び支出におきましては、水道事業収入8億227万6,071円に対し、水道事業費用7億5,984万4,948円で、3,616万9,971円の純利益を生じました。また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入9,736万7,900円に対し、資本的支出は2億7,034万5,100円であります。なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,297万7,200円は、当年度分消費税資本的収支調整額602万3,106円、当年度分損益勘定留保資金1億3,592万3,167円、及び建設改良積立金3,103万9,277円で補填をいたしました。

以上で、議案第45号から議案第49号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第3号及び報告第4号について申し上げます。初めに、報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する報告であります。平成23年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この報告につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

次に、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であります。平成23年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この報告につきましては、報告書に示したとおりでございますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第4号及び報告第5号の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） それでは、議案第45号ないし48号の決算認定について、議案第49号の財産の処分及び決算認定についての提案理由の説明、並びに報告第3号及び報告第4号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。市川代表監査委員。

〔代表監査委員 市川愼一君登壇〕

○代表監査委員（市川愼一君） ただいま議長からご指名がありましたので、平成23年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、岩瀬監査委員とともに慎重に審査いたしました結果をご報告申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、予算の執行は適正に行われたか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で、決算及び基金運用は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づき、目的どおり執行されているか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、財政状況及び経営成績は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき、目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配布してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配布してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成23年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査結果についての報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって報告を終わります。

休 会 の 件

○議長（丸 昭君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月11日は議案調査等のため、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、明9月11日は休会することに決しました。

散 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月12日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって散会いたします。

午前11時20分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第35号～議案第49号の総括審議
1. 報告第3号～報告第4号の総括審議
1. 休会の件